

八頭町

家庭ごみの分別と 出し方手引き



八頭町マスコットキャラクター
「やずぴよん」

お問い合わせ

町	民	課	76-0205・0211
船岡	住民	課	72-0044
八東	住民	課	84-1222

ごみは当日の午前8時30分までに出しましょう！

八頭町ごみ削減大作戦！！

～できることから始めよう4つのR（アール）～

ごみの処理には、たくさんの経費がかかっており、その経費は皆様の税金でまかなわれています。経費削減のため、ごみの分別、減量化にご協力いただきますようお願いいたします。

○Refuse (リフューズ)

不要な物は断り、ごみを出さないようにしよう！（発生抑制）

- 水筒やマイボトルを持ち歩いて、缶やペットボトル等の飲料購入を控えましょう。
- マイバッグやマイ箸を持ち歩いて、レジ袋や割り箸を断りましょう。
- 過剰な包装は断りましょう。

○Reduce (リデュース)

物を大切に使い、ごみを減らそう！（ごみ減量）

- 食品材料の買い過ぎに注意し、食品ロスを減らしましょう。
- 食料品や洗剤等の詰め替え商品を選びましょう。
- ティッシュペーパーなどの使い捨て用品の使用を控えましょう。

○Reuse (リユース)

使える物は、繰り返し使おう！（再使用）

- フリーマーケットなどのリサイクルショップを利用しましょう。
- リユース食器等、繰り返し利用できるものは利用しましょう。

○Recycle (リサイクル)

ごみを資源として、再び利用しよう！（再生利用）

- 新聞やダンボール等の資源ごみは、資源回収に協力しましょう。
- ごみは正しく分別して、出しましょう。
- リサイクル品を購入し、資源を循環させましょう。



食品ロスについて考えましょう！！

食品ロスとは、本来、「食べられるのに捨てられている食品」のことです。

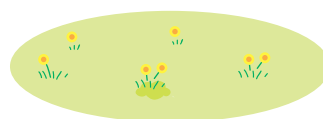
国の統計（令和元年度推計値）によると、日本における食品ロスの年間発生量570万トンのうち261万トンは家庭から発生しています。

食品ロス削減のために私たちは、食べ物の「もったいない」の精神を大切にし、家庭で食品ロスを減らすだけでなく、食べ物を買うお店（買いすぎない）や食べ物を食べるお店（食べ残さない）での食品ロスに対する意識が重要です。

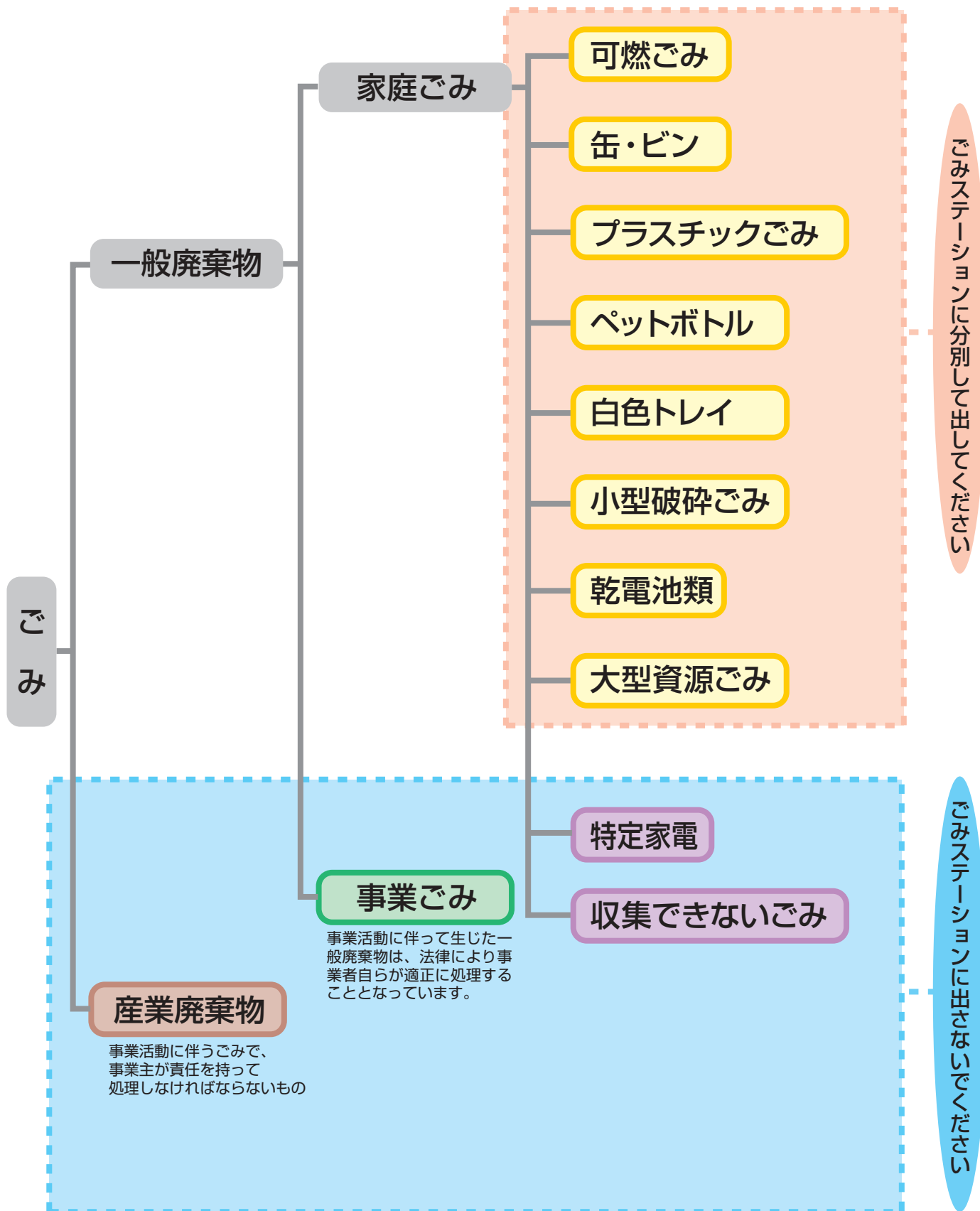


目次

1. ごみの分類	2
2. 家庭ごみの出し方	
(1)可燃ごみ	3
(2)缶・ビン	4
(3)プラスチックごみ	5
(4)ペットボトル	5
(5)白色トレイ	6
(6)小型破碎ごみ	6
(7)乾電池類	7
(8)大型資源ごみ	8
(9)収集できないごみ	9
(10)特定家電	10
(11)パソコン(リサイクル回収を申し込む場合)	11
(12)インクカートリッジ	12
(13)ボックス回収	12
3. ごみに関する禁止行為	13
4. ごみの分別と出し方(50音順)	14
5. 多量ごみ	37
6. 動物の死骸処理	37
7. 罹災ごみ	37
8. ごみ処理施設のご案内	38



1. ごみの分類



●産業廃棄物の問い合わせ先

〒680-8571 鳥取市幸町71

鳥取市環境局廃棄物対策課 TEL0857-30-8092

2. 家庭ごみの出し方

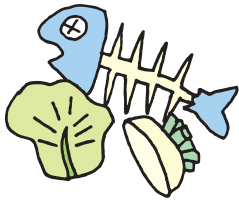
(1) 可燃ごみ

●町指定ごみ袋に入れて出してください。指定ごみ袋以外は収集しません。
 (※町指定ごみ袋は、町内の小売店などで販売しています。)

代表例

生ごみなどの燃えるごみ

生ごみ



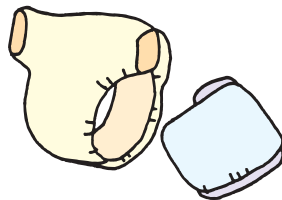
クレヨン



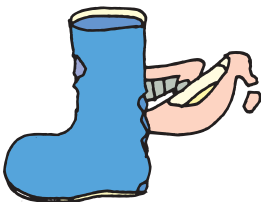
食用油



おむつ・紙おむつ



くつ・長ぐつ



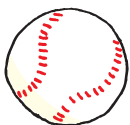
ぬいぐるみ



かばん



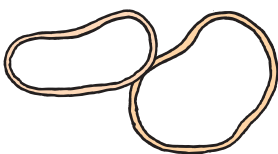
野球ボール



ベルト



輪ゴム



貝がら



竹ぐし・庭木の枝



出し方の注意

- 生ごみは、十分水切りをしてください。
- 不燃物は、取り除いてください。
- 新聞、雑誌、ダンボール等は、学校、公民館等の資源回収にご協力ください。
- かばん、ベルト等の付属金属類は、取り除いて出してください。
- ふとんやじゅうたん等の大型可燃ごみを出す場合は、指定ごみ袋に入れば、切断する必要はありません。
- 竹ぐし、庭木の枝は、必ず指定ごみ袋に入る大きさに折ってください。
- 草花類は、必ず土や砂を落としてください。
- 食用油などは、布や新聞等に染み込ませて出してください。
- おむつ類は、汚物を取り除けるものは除いて出してください。
- 酒・豆乳などの内側が銀色の紙パックは、可燃ごみに出してください。

(2) 缶・ビン

●袋に入れないで、直接、カゴに入れてください。

代表例

飲料用・食料用のビン類・缶類

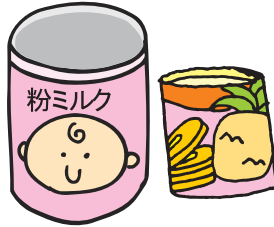
ジュースカン



ビールカン



空カン



菓子缶



ジュースビン



酒ビン



のりのビン



ペットフードの缶



ウイスキービン



飲み薬のビン



栄養ドリンクビン



出し方の注意

- 中身を空にしてから、さっと洗って出してください。
- びんのふた（キャップ）、缶詰めのはた（完全にとる）、プルトップ式のふたは、**すべて取り外して、小型破碎ごみに出してください。**
- ラベルは、ついたままで構いません。
- 注ぎ口にプラスチックがついている場合は、そのまま出してください。
- 缶は、つぶさないで出してください。
- 出せる缶の大きさは、**100ml缶から粉ミルク缶程度（高さ20cm×直径15cm程度）までの大きさです。**
- 出せるビンの大きさは、**ドリンクビンから1升ビンの大きさです。**
- 菓子缶で、粉ミルクの直径より大きなものは、小型破碎ごみに出してください。
- 缶・ビンに出せないものは、小型破碎ごみに出してください。
- 割れたビンは、**小型破碎ごみに出してください。**
- つけもののビンや密閉式の金具が付いているビンは、小型破碎ごみに出してください。

出せない缶・ビン（例）

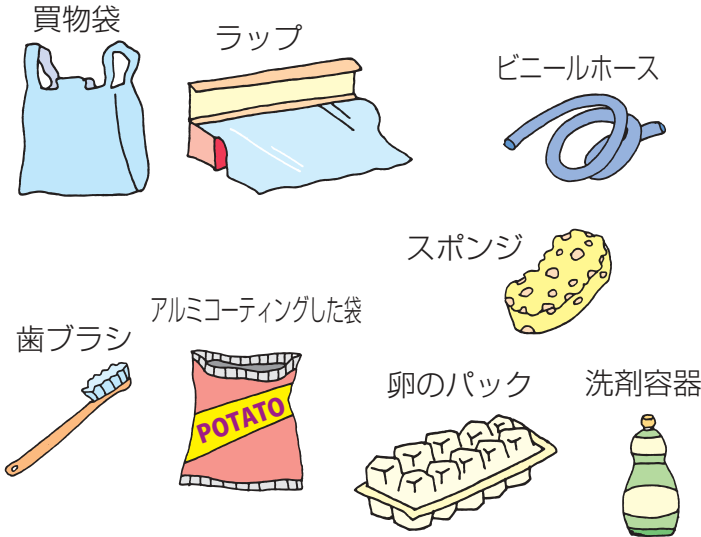


(3) プラスチックごみ

●町指定ごみ袋に入れて出してください。指定ごみ袋以外は収集しません。
(※町指定ごみ袋は、町内の小売店などで販売しています。)

代表例

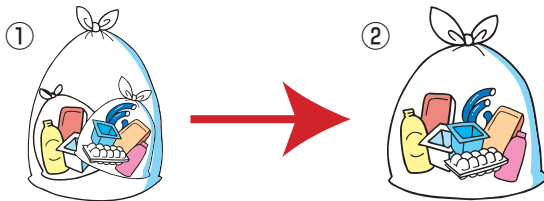
プラスチック、ビニールだけでできている
50cm以下のもの（中身を必ず使いきってから出すこと）



出し方の注意

- ♻️のマークが入ったものは、プラスチックごみです。
- プラスチック製以外のものは、取り除いてください。
- 汚れたものは、軽く水洗いして出してください。
- ポンプ式のシャンプー容器等のポンプ部分は、外して小型破碎ごみに出してください。
- ビニールホースは、束ねて出してください。
- スポンジは、袋に入る大きさにして出してください。
- 金属部分が取り除けない物は、小型破碎ごみに出してください。
- ポリタンクは、中の灯油や水を抜き、ふたを外して出してください。(ポリタンクの中には何も入れないでください。)

お願い



- ①のようにゴミ袋は二重にしないで、
- ②のように一枚のゴミ袋にまとめて入れてください。

(4) ペットボトル

●透明な中身の見える袋に入れて出してください。

代表例



「清涼飲料水」「酒類」「醤油・醤油加工品」「乳飲料」「みりん・みりん風調味料」「食酢」「麺つゆ」が入った左図の表示があるペットボトル

※「ドレッシング」や「焼き肉のたれ」、「ソース類」などが入った容器は、プラスチックごみに出してください。



出し方の注意

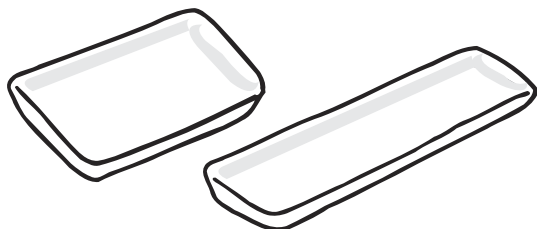
- キャップとラベル等は、必ず外してください。外したキャップやラベル等は、分別区分に従って出してください。
- 水洗いして、つぶさずに出してください。
- 醤油は取っ手がついている大きなものでも大丈夫です。可能であれば、取っ手は外してください。
- 色つきのペットボトルも対象です。
- 絵を書いたり工作したものは、プラスチックごみに出してください。
- 茶渋がついていても、さっと洗って出してください。

(5) 白色トレイ

- 町指定ごみ袋に入れて出してください。指定ごみ袋以外は収集しません。
(※町指定ごみ袋は、町内の小売店などで販売しています。)

代表例

食品用発砲スチロールトレイ（白色のみ）



出し方の注意

- きれいに洗って、出してください。
- 角が割れるなどの多少の破損は大丈夫ですが、原形をとどめていないものは、プラスチックごみに出してください。
- 表面に色のついたトレイは、プラスチックごみに出してください。
- きのこのカップ、カップ麺のカップ、たこやき、納豆の容器などは、プラスチックごみに出してください。

(6) 小型破碎ごみ

- 袋に入れなくて、直接、カゴに入れてください。
(※刃物、ガラス等の危険な物やカゴの網の目より小さい物は、透明な袋に入れて出してください。)

代表例

不燃物のうち缶・ビン・プラスチックごみ・乾電池類等を除いた小型の不燃物



出し方の注意

- スプレー缶類は、爆発の原因となりますので、必ず中身を使い切り、屋外で穴を開けて出してください。ただし、火の近くで開けないでください。
- ライターは、ガスを必ず抜いて出してください。※使い終わった後も、時間を置いて火がつかないか何回か確認してください。出す際は、透明な袋に入れて出してください。
- ガラス、刃物、電球等は、危険ですので透明な袋に入れて出してください。(赤字で「**キケン**」と書く)
- 電気コードは、短く巻いて出してください。
- 針金等の長いものは、束ねて出してください。
- 化粧品容器（プラスチック製以外）は、中身は必ず空にして出してください。

(注1) 50cm以上(一番長い辺)のものは、大型資源ごみに出してください。

(注2) 木製部分は、取り外して可燃ごみに出してください。

(注3) 50cm未満の家庭用パソコンは、小型破碎ごみに出してください。

(7) 乾電池類

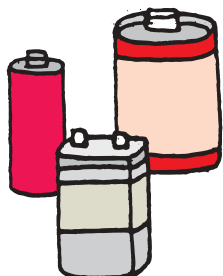
●透明又は半透明で中身の見える袋に入れて出してください。
(※電池、蛍光管等は別々の袋に入れて出してください。)

代表例

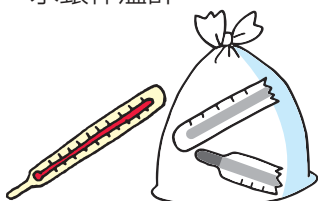
出し方の注意

乾電池・水銀体温計・蛍光管・ボタン電池
小型充電式電池・モバイルバッテリー

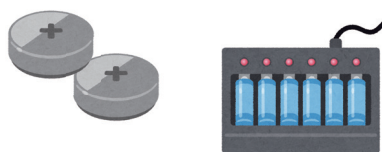
乾電池



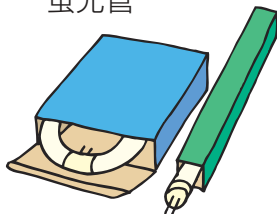
水銀体温計



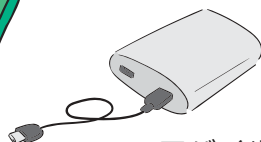
ボタン電池・小型充電式電池



蛍光管



モバイルバッテリー



- 収集できる電池は、単1～単5までの筒型乾電池、9Vの角形電池、小型充電式電池、ボタン電池です。
- 電池には、すべての両極にテープなどを貼って絶縁し、出してください。
- 蛍光管は、購入されたケースに入れて出してください。ケースが無い場合は、新聞紙等で保護をして出してください。
- 電球型蛍光管は、蛍光管として出してください。
- デジタル体温計、割れた蛍光管は、**小型破碎ごみ**に出してください。
- 割れた水銀体温計は、**透明な袋に入れて**出してください。

※小型充電式電池とボタン電池の回収は、次の場所でも回収しています。

- 一般社団法人JBRC・一般社団法人電池工業会の回収協力店(家電量販店、ホームセンターなど)
- 八頭町役場各庁舎 (P12参照)

小型充電式電池には次のようなリサイクルマークがあります。

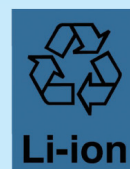
●リサイクルマーク



◀ニカド電池



◀ニッケル
水素電池



◀リチウムイオン
電池

出典:公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会

Q.

小型充電式電池（バッテリー）が本体（機器）から取り外せない場合は？

➡そのまま本体ごと**小型破碎ごみ**に出してください。

(※無理な分解はしないでください。破損・変形により発熱・発火する危険があります。)

●小型充電式電池が内蔵されている電子機器の一例



ゲーム機



加熱式タバコ



スマート
フォン



電気
カミソリ



電動
歯ブラシ

出典:公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会

(8) 大型資源ごみ

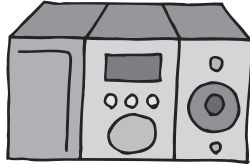
●可燃物（木製等の部分）を取り外して、そのまま出してください。

代表例

一番長い辺が50cm以上～1.8m以下の不燃物
ストーブ・ファンヒーター



MD・CDコンポ



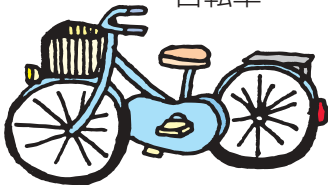
スノーダンプ



一輪車



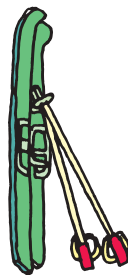
自転車



ゴルフクラブ
& バッグ



スキー板



出し方の注意

●石油ストーブ（ファンヒーター）は、油を必ず抜いてから出してください。

※油のタンク以外にも、本体に油を溜める所があります。本体に油がよく残っていますので、ご注意ください。

●電化製品等の乾電池は、必ず取り除いてください。

●電化製品等のコードは、取らなくてもいいです。

●木製や木製等の部分（可燃性部分）が付属しているものは収集しません。

※木製等の可燃性部分が付属しているものは、可燃性部分を取り外して出してください。

●家電リサイクル法に基づく製品（特定家電）は収集しません。

●分別が難しい場合は…

八頭町一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼（有料）

して処理してください。

依頼する場合は、直接、許可業者（P37 参照）にお問い合わせください。

タンス
などの
解体等



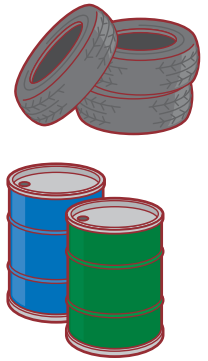
(9) 収集できないごみ

●購入先や専門業者などに処理を依頼してください。

代 表 例

- ・医療廃棄物（注射器、注射針等）
- ・温水器、サンヒーター、ボイラー
- ・瓦、コンクリート、ブロック、タイル（業者が解体したものなど）
- ・農業用機械・資材（農機具、草刈機、農薬の容器、肥料袋、あぜシート、ビニールシートなど）
- ・バッテリー
- ・二輪車（バイク）
- ・自動車の部品
- ・漁網、漁具
- ・建築廃材
- ・電動三輪車

- ・タイヤ
- ・ボンベ類（プロパン等）
- ・浴槽
- ・チェーンソー（エンジン付）
- ・消火器
- ・塗料、廃油
- ・ドラム缶
- ・ワイヤー（事業用）
- ・耐火金庫
- ・劇毒物、危険物及びその容器
- ・爆発物、発火物等
- ・ピアノ、電子オルガン、エレクトーン
- ・洗面台



など

※その他、収集できないごみについては、町担当課にお問い合わせください。

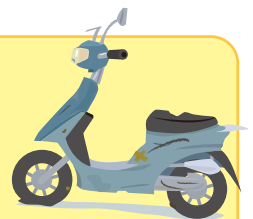
二輪車（オートバイ）

次の指定引取窓口、又は廃棄二輪車取扱店に依頼してください。

指定引取窓口（株）牧浦商店（鳥取市正蓮寺99番地） ☎ 0857-23-0591

お問い合わせ先 二輪車リサイクルコールセンター ☎ 050-3000-0727
（公益財団法人）自動車リサイクル促進センター（<https://www.jarc.or.jp>）

受付時間 午前9時30分～午後5時（土・日・祝日・年末年始等を除く）



※リサイクル料金は無料です。

※廃棄二輪車取扱店に運搬を依頼する場合、別途手続き料金等が必要となります。

消火器

購入先又は、下記センターにお問い合わせください。

お問い合わせ先 消火器リサイクル推進センター（（社）日本消火器工業会）
☎ 03-5829-6773（<https://www.ferpc.jp/>）

受付時間 午前9時～午後5時（土・日・祝休日および正午～午後1時を除く）



(10) 特定家電 ※ごみステーションには出せません。(解体しても出せません)

「家電リサイクル法」により下記の機器は、家電小売店が引き取り、メーカーがリサイクルします。

家電リサイクル法で定められている家電4品目

○テレビ
(ブラウン管式、液晶、プラズマ式)



○冷蔵庫・冷凍庫



○洗濯機・衣類乾燥機



○エアコン(室外機含む)



処分方法

次の1～3のいずれかの方法で処分してください。

- 1 **買い替える場合**…新しい製品を買う家電小売店に処分を依頼してください。(有料)
- 2 **処分のみの場合**…家電小売店又は、八頭町一般廃棄物収集運搬許可業者(P37参照)に処分を依頼してください。(有料)
- 3 **上記1,2以外の場合**…郵便局でリサイクル料金を支払い、下記の指定引取場所に直接持ち込んでください。

(指定引取場所)

(株) 牧浦商店 鳥取市正連寺99 電話 0857-23-0591	受付:月～土 8:30～12:00 13:00～16:30(日・祝日は休み)
日本通運(株)山陰支店 鳥取事業所千代水倉庫 鳥取市千代水4-38 電話 0857-28-6251	受付:月～土 8:30～12:00 13:00～17:00(日・祝日は休み) ※土曜日は休みの場合がありますので事前に電話でお問い合わせください。

※リサイクル料金は、メーカーや大きさにより異なりますので、小売店、郵便局に直接お問い合わせください。

(11) パソコン(リサイクル回収を申し込む場合)

回収の流れ

1. パソコン製品の種類とメーカー名を確認する。

対象機器



- デスクトップパソコン本体 ●ノートブックパソコン ●液晶ディスプレイ ●CRTディスプレイ
- 液晶ディスプレイ一体型パソコン ●CRTディスプレイ一体型パソコン

※メーカーが明らかでないパソコンは、一般社団法人パソコン3R推進協会 (TEL03-5282-7685) <http://www.pc3r.jp/> にお問い合わせください。

2. 「PCリサイクルマーク」の有無を確認する。

このマークが
PCリサイクルマークです。



■家庭用パソコンは原則としてマークがついて販売されていますが、一部、お申込みなどに基づきメーカーからPCリサイクルマークを送付する製品や、購入時にシールとして梱包等してある場合もあります。詳しくは、各メーカーにお問い合わせください。

■自分で組み立てた自作パソコン、倒産したメーカー・輸入販売会社のパソコンなど、回収するメーカーがないパソコンは、「一般社団法人パソコン3R推進協会」が窓口となり、有償で回収・再資源化します。

3. 回収の申込みをする。

- 氏名 ●住所 ●電話番号
- 製品カテゴリー
(デスクトップパソコン本体、ノートパソコン、CRTディスプレイなど)

直接連絡



メーカーの
リサイクル受付

 マークのついている製品の場合

 マークのついてない製品の場合

メーカーより振込用紙が送付されてくる。

リサイクル費用を支払う。
(※支払方法は、メーカーによって異なります。)

メーカーより「エコゆうパック伝票」が送付されてくる。

パソコンを簡易梱包し、「エコゆうパック伝票」を貼付し、郵便局に戸口集荷を依頼するか、郵便局に持ち込む。

※50cm未満の場合は、小型破碎ごみに出すことができます。(バッテリーは、取り外してください。)

※大きさが50cm以上のものでも、鳥取県東部環境クリーンセンターに直接持ち込むことができます。(有料)

(12) インクカートリッジ

インクカートリッジ里帰りプロジェクト



家庭用使用済みインクカートリッジを「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」として、回収・リサイクルを行っています。

回収箱設置場所

八頭町役場各庁舎、郡家郵便局、丹比郵便局

回収費用

無料

回収対象

ブラザー、キャノン、エプソン、ヒューレット・パカード（HP）の4社の純正品インクカートリッジ



注意事項

- ・業務用のトナーカートリッジは対象外です。
- ・4社の純正インクカートリッジのみを入れてください。
- ・ラベルや梱包材は入れないでください。
- ・著しい破損品や改造品は入れないでください。



(13) ボックス回収

八頭町では、廃棄物の適正な処理の推進を図るため、回収ボックスを設置しています。

回収対象 品目

- ・ライター
（ガスが残っていても可）
- ・乾電池
- ・小型充電式電池
- ・ボタン電池

設置場所

八頭町役場
各庁舎



ライター



乾電池



小型
充電式
電池



ボタン
電池

3. ごみに関する禁止行為

(1) 廃棄物の野外焼却の禁止

ごみの野外焼却が原因で、臭害や煙害などによる苦情が後を絶ちません。

家庭や事業所などから出たごみを構造基準外の焼却炉を使用して焼却したり、野外で焼却することは、例外的なものを除き法律で禁止されています。

ごみは焼却せず、指定ごみ袋に入れて定められた収集日に出してください。

○野外焼却の例外

①とんど焼き、キャンプファイヤー等の行事に伴う焼却。

②稲わらの焼却、伐採した木枝の焼却など農業・林業を営むため、やむを得ない焼却。

③落ち葉のたき火など、日常生活上の軽微な焼却。

※このような例外的な焼却であっても**近隣の理解を得たうえで**行い、**煙や臭いなどが迷惑となる場合は中止してください。**

(2) 不法投棄の禁止

○ごみを不法投棄すると罰せられます!

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、第16条で「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない」と定め、不法投棄を禁止するとともに、その罰則として、第25条及び第32条で「5年以下の懲役または1000万円以下の罰金(法人の場合は3億円以下)」と定めています。

○みんなで不法投棄をなくそう!

本町では、不法投棄防止看板の設置や、県・鳥取市と合同パトロールを行い監視をしています。不法投棄を未然に防ぐには、町民の皆さまの厳しい監視の目が欠かせません。もし、不法投棄の現場を目撃した場合は、捨てた人の特徴(車のナンバーなど)を確認し、

郡家警察署(☎72-0110)又は八頭町役場町民課(☎76-0205・0211)に連絡してください。

○不法投棄されない管理を!

不法投棄は、管理の行き届いていないような人目につきにくい場所にされやすく、またごみをそのまま放置していると、さらなる不法投棄につながります。ごみを捨てた行為者が見つからない場合は、不法投棄をされた土地・建物の所有者、または管理者に処理責任が生じてしまいます。

不法投棄をされないために、日頃から除草や清掃など、適正な管理をお願いします。

5. 多量ごみ

引っ越し等で一時的に多量に出る場合や大型ごみなど、ごみステーションに出すこと又は、処理施設に直接搬入することが難しい場合があります。

そのような場合は、下記の八頭町一般廃棄物収集運搬許可業者に処理を依頼(有料)してください。依頼内容により、料金が業者ごとに異なってきますので、各業者に直接お問い合わせをお願いします。(町指定ごみ袋を使う必要はありません)

なお、許可業者以外の業者に、ごみの処理を依頼すると、例外を除き法令違反となりますので、ご注意ください。

(※法令違反にならない例外の代表例)

- 社会通念上、下取りと呼ばれる行為。
- 専ら物と呼ばれる、古紙類、鉄くず、衣類、空きビンの4品目のうち、リサイクル処理を行っている場合。
- 家電リサイクル法や廃棄物処理法による特例
(環境大臣の認定を受けた、広域的な一般廃棄物の処理をする者)等による、法令の規定を受けている場合。
- リサイクルショップなどに販売する場合。(※ごみではなく有価物となります。)

八頭町一般廃棄物収集運搬許可業者

業者名	住所	電話番号	限定等
因幡環境整備(株)	鳥取市用瀬町美成323番地1	0858-87-6668	
(株)木下産業	鳥取市叶115番地4	0857-53-3260	し尿除く
(有)二葉商会	鳥取市叶92番地3	0857-53-5005	し尿除く
(有)東部資源リサイクル	鳥取市西品治780番地1	0857-23-0656	し尿除く
(有)アセスメントカンパニー	鳥取市港町62番地3	0857-32-2542	し尿除く
(有)マルヤス産業	鳥取市安長443番地8	0857-29-7491	し尿除く
(株)新井商会	鳥取市桜谷274番地	0857-26-6911	し尿除く
(株)マルケー	鳥取市古海365番地5	0857-26-3006	し尿除く
(公財)鳥取市環境事業公社	鳥取市秋里1031番地2	0857-22-8585	し尿除く
(株)錦海化成	境港市昭和町7番地3	0859-44-6623	動植物性残さ(魚のあら)に限る

(令和4年4月現在)

6. 動物の死骸処理

ペットを火葬にする場合

犬、ねこなどのペットが死んでしまったら、火葬(有料)を因幡霊場で行っています。

申込み・お問い合わせ **因幡霊場** 鳥取市八坂392-7 **☎(0857)51-8320**

リンピアいなばで処理する場合

リンピアいなば(可燃物処理施設)に動物の死骸を直接、持ち込んでください。(有料)

お問い合わせ **リンピアいなば** 鳥取市河原町山手925 **☎(0857)-26-0596**



7. 罹災ごみ

火災にあわれたごみ(罹災ごみ)は、無料で処理施設「リンピアいなば、鳥取県東部環境クリーンセンター」に直接、搬入することができます。

※罹災者(本人・家族の方)が、直接搬入する場に限りです。

※搬入の際は、必要な手続きがありますので、八頭町役場町民課にお問い合わせください。

なお、通常、各処理施設で受入れできない物(例:柱や瓦などの建築廃材、灰など)や解体業者等を利用される場合(産業廃棄物の取扱いになるため)は、施設への搬入ができませんのでご注意ください。

8. ごみ処理施設のご案内

【燃やせるごみ】

リンピアいなば（可燃物処理施設）

鳥取市河原町山手925
TEL (0857) 26-0596

搬入時間 月曜日～金曜日、祝日※
8:30～16:30（昼も搬入可）
土曜日
8:30～正午

※祝日が土曜日の場合の搬入時間は
8:30から正午まで。祝日が日曜日の
場合は搬入できません。

休日 日曜日、1/1～1/3

処理手数料 120円（10kgあたり）

搬入できるごみ 可燃ごみ（生ごみ、衣類、タンス、畳、ふとん など）



【注意事項】

- ・搬入できる方は、八頭町内に在住している方、又は八頭町内にある事業所の方です。
- ・金具等の不燃物部分は取り外して施設に搬入してください。分別が不十分な場合は、搬入の受け入れができない場合があります。
- ・町指定ごみ袋（有料）に入れる必要はありません。

【燃やせないごみ】

鳥取県東部環境クリーンセンター
（リファーレンいなば）

鳥取市伏野2220
TEL (0857) 59-1802

搬入時間 月曜日～金曜日
8:30～12:00/13:00～16:00
第2・第4土曜日
8:30～11:30

休日 日曜日、祝日、年末年始

処理手数料 390円（10kgあたり）

搬入できるごみ 不燃ごみ



【注意事項】

- ・搬入される際は、事前に可燃物部分を取り除いてから搬入してください。詳細については、直接、クリーンセンターにご相談ください。
- ・事業所からのごみは、産業廃棄物に該当するため、搬入の受け入れはできません。その場合は、産業廃棄物処理業者に処理を依頼してください。